

三光地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託 仕様書

1 目的・用途

施設の正常な機能を維持し、良好な水質を得るため、次の要領で維持管理を行うものとする。各点検の際、異常又は故障が認められた場合は、直ちに必要な処置により対応するものとする。

2 業務内容

日常点検は、浄化槽管理士が2回/週の頻度で行う。巡回点検は、浄化槽管理士と助手の2名により、1回/2週の頻度で行う。

処理方式	協会XIV型
計画人口	1,480人
計画汚水量	400.0 m ³ /日

3 資格等

- ・新発田市域における新潟県浄化槽保守点検登録業者に登録済みの者であること。
- ・浄化槽技術管理者、第2種電気工事士、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、その他維持管理に必要な資格を有する者（直接的な雇用関係にあること。）を各1名（重複可）以上配置できること。

4 委託期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで（36か月・長期継続契約）

5 委託場所

三光浄化センターほか

6 処理施設日常点検（週2回実施）

- （1）施設全体の日常管理
 - ① 安全確認（点検蓋の密閉、建物及び門扉の施錠等）
 - ② 動力制御盤の異常の確認（警報ランプの点灯等）
 - ③ 施設及び機器類の異常の確認（臭気、異常騒音等）
- （2）前処理施設（スクリーンユニット、ばっ気沈砂槽、自動スクリーンほか）
 - ① スクリーンユニット異物等の除去
 - ② 異常な水位上昇の痕跡の確認
 - ③ 沈砂槽の水面浮上物の確認
- （3）流量調整施設（流量調整槽、汚水計量槽ほか）
 - ① 異常な水位上昇の痕跡の確認
 - ② 各槽の水面浮上物の確認
 - ③ 三角堰への異物の付着状況の確認
 - ④ 三角堰の水位の確認及び調整
- （4）ばっ気槽
 - ① 空気供給量の確認
 - ② 著しい異常の有無の確認
- （5）沈殿槽
 - ① 越流水及びスカムの確認
- （6）汚泥改質機構
 - ① 目づまりの有無の確認
 - ② 異常な痕跡の確認
- （7）消毒槽
 - ① 消毒剤の補充（必要時）

7 処理施設巡回点検（週 1 回実施）

- (1) 前処理施設（スクリーンユニット、ばっ気沈砂槽、自動スクリーンほか）
 - ① スクリーンユニットの作動状況の点検
 - ② 沈砂槽内のばっ気攪拌状況の点検調整
 - ③ 浮上物及び汚泥堆積状況の点検
 - ④ 現場水質検査（外観、臭気、pH）
- (2) 流量調整槽施設（流量調整槽、汚水計量槽ほか）
 - ① ポンプ及びレベルスイッチの作動状況の点検
 - ② 流量調整槽内の攪拌状況の点検調整
 - ③ 浮上物及び汚泥堆積状況の点検
 - ④ 三角堰の水位の確認及び調整、清掃
 - ⑤ 現場水質検査（外観、臭気、pH）
- (3) ばっ気槽
 - ① ばっ気槽の臭気、異常音の有無の確認
 - ② ばっ気攪拌装置の作動状況の確認
 - ③ 現場水質検査（外観、水温、SV₃₀、MLSS、pH、亜硝酸反応、DO等）
 - ④ ばっ気槽内の水位、流速のチェックと調整
 - ⑤ スカムの発生状況の点検
 - ⑥ DO、MLSS、PH計の点検、清掃
- (4) 沈殿槽
 - ① 越流堰の水平の確認調整
 - ② 浮上物及びスカムの生成状況並びにスクラムスキマーの作動状況の点検調整
 - ③ 汚泥の堆積状況並びに汚泥ポンプの作動状況の点検調整
 - ④ 現場水質検査（外観、透視度、pH）
 - ⑤ 返送汚泥量の設定
 - ⑥ 余剰汚泥の汚泥濃縮槽への移送量設定
- (5) 消毒槽
 - ① 消毒剤の補充（必要時）
 - ② スカム及び汚泥堆積状況の点検
 - ③ 現場水質検査（残留塩素）
- (6) 放流ポンプ槽
 - ① ポンプ及びレベルスイッチの作動状況の点検
 - ② スカム及び汚泥堆積状況の点検
- (7) 散水ポンプ槽
 - ① ポンプ及びレベルスイッチの作動状況の点検
 - ② スカム及び汚泥堆積状況の点検
- (8) 汚泥濃縮槽
 - ① スカム及び汚泥堆積状況の点検
 - ② 脱離液の流量調整槽又は原水ポンプ槽への移送
 - ③ 汚泥濃縮状況の点検
- (9) 脱離液ポンプ槽
 - ① ポンプ及びレベルスイッチの作動状況の点検
- (10) 汚泥貯留槽
 - ① 臭気の発生状況の確認
 - ② 汚泥蓄積量の点検及び引抜き時期の判断
- (11) 汚泥受槽
 - ① 槽内のばっ気攪拌状況の点検
 - ② ポンプ及びレベルスイッチの作動状況の点検
 - ③ 汚泥移送量の確認
- (12) 汚泥循環槽
 - ① 槽内のばっ気攪拌状況の点検
 - ② ポンプ及びレベルスイッチの作動状況の点検

- ③ 汚泥移送量及び分離液の確認
- ④ 汚泥濃度の測定
- (13) 汚泥接触槽
 - ① 槽内のばっ気攪拌状況の点検
 - ② 充填材の点検（半年ごと）
 - ③ 電動弁の動作確認
- 8 中継ポンプ巡回点検（箇所及び頻度は別表による）
 - (1) 異常な水位上昇の痕跡の確認
 - (2) 水面浮上物及び汚泥堆積状況の点検
 - (3) ポンプ及びレベルスイッチの作動状況の点検
 - (4) 通報装置の作動確認
- 9 中継ポンプ清掃（箇所及び頻度は別表による）
 - 各中継ポンプの高圧洗浄
- 10 南楯に設置された合併浄化槽の維持管理
 - 南楯（個人宅）に設置の合併浄化槽の維持管理（浄化槽法第 11 条検査費用含む）
- 11 機器の保全（随時）

処理施設の日常点検又は巡回点検の際、必要に応じて行う。修理又は交換が必要な場合には、早急に市へ連絡し、指示を仰ぐ。

 - (1) ポンプ、ブロワー等
 - ① 音、温度、ベルト、オイル、その他の点検
 - ② オイル補給、グリスアップ等
 - ③ 磨耗、損傷の程度による交換時期の判断
 - (2) 非常用エンジンポンプ
 - ① 燃料の補充
 - ② バッテリーの充電、液の補充
 - ③ バッテリーの交換時期の判断
 - (3) 制御盤
 - ① ランプ、メーター類の点検
 - ② 電気回路の点検
 - ③ 操作回路の点検
 - ④ 通報装置の作動確認
 - (4) その他取扱説明書による機器メンテナンス
- 12 水質分析等（月 1 回実施）

下表の検査項目（○印）を定期的に検査する。放流水については、表中の水質基準を維持するものとする。

	項目名	水質基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放流水	pH	5.8 以上 8.6 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B.O.D.	日平均 20mg/1 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	S.S.	日平均 50mg/1 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大腸菌数	3,000 個/1 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	透視度	30cm 以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	T-N	—			○			○			○			○
	T-P	—			○			○			○			○

流入水	pH	—			○			○			○			○
	B. O. D.	—			○			○			○			○
	S. S.	—			○			○			○			○
	T-N	—			○			○			○			○
	T-P	—			○			○			○			○
ばっ気槽	MLSS	—			○			○			○			○

13 緊急対応

- (1) 処理施設及び各中継ポンプ施設の異常警報を、業務担当者の携帯電話で受信できるようにしておく。
- (2) 警報を受けた場合は直ちに臨時点検を行い、必要な処置を講ずる。遠隔操作で対応できない異常については、現地へ赴き対応する。
- (3) 必要な処置を講じた後、発注者へその内容を報告する。また、原因の究明に協力し再発防止に努める。

14 提出書類

毎月、前月の管理状況を記録した以下の書類を、遅滞なく提出する。

- (1) 管理日報（点検及び中継ポンプ清掃日ごとに作成したもの。）
- (2) 管理月報
- (3) 流入水量一覧表（日ごとの水量を記載したもの。）
- (4) 計量証明書

15 その他

- (1) この仕様書に記載がない事項であっても、関係法令に規定されているものは、それに従って維持管理を行うものとする。
- (2) 施設内を定期的に掃除し、常に清潔を保つこと。
- (3) 中継ポンプ槽内の作業に当たっては、酸素欠乏・硫化水素等を測定し、必要と認められる場合には送風等の処置を行い、有毒ガス中毒に十分注意すること。
- (4) 管理に先立って、当施設の管理に使用する管理日報を作成し監督員の承諾を得る事。
- (5) 管理に当たっては、一般社団法人地域資源循環技術センター発行の『JARUSU型農業集落排水処理施設維持管理マニュアル』を指針とすること。
- (6) 監督機関の検査並びに各地からの視察者・見学者がある場合に、発注者からの要請により準備、立会い等の協力をすること。

16 請求書提出先

新発田市水道局庁舎内 下水道課 施設管理係 TEL 0254-23-7284

- ※ 契約終了後、この契約に関する業務評価をします。
- ※ 提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。